

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 0530 第 2 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和7年6月1日より適用

《区分》 D004-2 悪性腫瘍組織検査 「1」悪性腫瘍遺伝子検査「イ」(1)
《項目名称》 DNAメチル化検出検査

改正後	改正前
(1)～(15) 略 (16) RAS 遺伝子野生型の治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌における DNA メチル化検出検査は、当該疾患における治療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイム PCR 法により DNA メチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数(2,500点)を準用し、患者1人につき1回に限り算定する。	(1)～(15) 略 (16) 新設